

憲法 出題趣旨

第1期

法科大学院に既修者として入学する者には、法律基本科目の各分野の原理・原則の理解、並びに判例及び学説の基本的・体系的知識を修得していることがまず求められるが、法的考察の作法に則った論述を展開できる基礎的な能力を身につけていることも重要である。

本問の出題趣旨は、憲法分野につき、本法科大学院に既修者として入学する者に求められる学修レベルに到達しているかどうかを判定するため、憲法第21条の保障する表現の自由と憲法第13条の幸福追求権に含まれる名誉権との調整に関する問題のうち、裁判所による雑誌記事の事前差止めの合憲性というテーマをめぐる具体的事例を提示し、同テーマに関する判例の立場や学説の見解をふまえ、適切な事例の分析を行ったうえで、当事者としての適切な憲法問題の提示、説得力ある合憲性判断の枠組み・判断基準の構成、及び具体的検討を、論述という形で適切に行う能力を問うところにある。

第2期

法科大学院に既修者として入学する者には、法律基本科目の各分野の原理・原則の理解、並びに判例及び学説の基本的・体系的知識を修得していることがまず求められるが、法的考察の作法に則った論述を展開できる基礎的な能力を身につけていることも重要である。

本問の出題趣旨は、憲法分野につき、本法科大学院に既修者として入学する者に求められる学修レベルに到達しているかどうかを判定するため、特に人権規定の私人間効力に関する憲法判例を素材とした具体的事例を示し、同テーマについての判例の立場の基礎的理解を問うとともに、これに対する学説の見解をもふまえ、憲法問題の提示、説得力ある法的構成、及び具体的検討を、論述という形で適切に行う能力を問うところにある。

第3期

法科大学院に既修者として入学する者には、法律基本科目の各分野の原理・原則の理解、並びに判例及び学説の基本的・体系的知識を修得していることがまず求められるが、法的考察の作法に則った論述を展開できる基礎的な能力を身につけていることも重要である。

本問の出題趣旨は、憲法分野につき、本法科大学院に既修者として入学する者に求められる学修レベルに到達しているかどうかを判定するため、「表現の自由の行使のための手段の一つ」(最判昭和59年12月18日[刑集38巻12号3026頁]における伊藤正己裁判官補足意見)であるビラ配布の自由に関する憲法判例を素材とした具体的事例を示し、同テーマについての判例の立場の基礎的知識を問うとともに、これに対する学説の見解をもふまえ、

憲法問題の提示、説得力ある合憲性判断の枠組み・判断基準の構成、及び具体的検討を、論述という形で適切に行う能力を問うところにある。

第4期

法科大学院に既修者として入学する者には、法律基本科目の各分野の原理・原則の理解、並びに判例及び学説の基本的・体系的知識を修得していることがまず求められるが、法的考察の作法に則った論述を展開できる基礎的な能力を身につけていることも重要である。

本問の出題趣旨は、憲法分野につき、本法科大学院に既修者として入学する者に求められる学修レベルに到達しているかどうかを判定するため、憲法第14条の保障する法の下での平等に関する問題のうち、刑法の旧第200条の尊属殺重罰規定の合憲性というテーマに関する憲法判例を素材とした具体的事例を示し、同テーマについての判例の立場の基礎的知識を問うとともに、これに対する学説の見解をもふまえ、適切な事例の分析を行ったうえで、法令審査と適用審査の基本的審査手法の枠組みの中での適切な憲法問題の提示、説得力ある合憲性判断の枠組み・判断基準の構成、及び具体的検討を、論述という形で適切に行う能力を問うところにある。

第5期

法科大学院に既修者として入学する者には、法律基本科目の各分野の原理・原則の理解や判例及び学説の基本的・体系的知識を修得していることがまず求められるが、判例の意義や射程を理解し、法的考察の作法に則ってその論理展開を適切に解説できる能力も求められる。

本問の出題趣旨は、憲法分野につき、本法科大学院に既修者として入学する者に求められる学修レベルに到達しているかどうかを判定するため、特に職業選択の自由に関する代表的な最高裁判所判決（最大判昭和50年4月30日[民集29巻4号572頁]等）の知識を問うとともに、職業の自由に対する規制の合憲性判断のアプローチとしての規制目的二分論や規制態様に応じた考察についての学説もふまえて、職業選択の自由に対する制限の合憲性判断のあり方につき、適切な検討を行う能力を問うところにある。